様式1:個別事業妥当性評価(個票)

1.事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名	沖野々森小手穂線	(7) 施策目標	(1)日常生活の道路交通の利便性向上	
(2) 施工場所	海南市 小野田		日常生活の利便性を向上させるため、生活圏中心 都市へのアクセス性や隣接市町村間、市町村内 地域間のアクセス性の向上を図る	
(3) 事業名	小規模道路改良	(8) 事業の狙い 者		
(4) 担当部課	道路建設課			
(5) 総事業費	60 <mark>百万円</mark>	事業の必要性を検討する (9) ために用いた主な指標(※ 1)	〔指標名〕	現況幅員
(6) 事業期間	令和6年度~令和8年度		〔指標値、現象〕	3.8m

2.事業内容の妥当性

		代替案との比較				
			当該事業案		主な代替案	
(1) 事業内容	① 事業内容の組み合わせ		[主な事業内容] [他の事業内容]	現道拡幅	〔主な事業内容〕 〔他の事業内容〕	
	② 主要な事業内容の位置・ルート		現道拡幅			
	③ 主要な事業内容の規模		第3種第5級 L=0.05km W=4.0(5.0)m			
施策目標	① 貢献度指標への効果		〔指標名〕 〔効果の大きさ〕	現況幅員 3.8m→5.0m	〔指標名〕 〔効果の大きさ〕	
(2) への貢献 度	② 効果発現のポイント		道路拡幅による道路3	交通の円滑化		
	① 主な副次効果		公共交通機能の確保	雀保・保全		
(3) 副次効果	② 効果発現のポイント		バス路線の確保・保全			
	□ 検討事項あり		検討事項の内容			
			代替案と比較検討し ていない理由	現道を効果的に活用した事業家	そであり比較検討・	する代替案がない
事業内容の		☑代替案なし	主な事業内容の規模の妥当性	(特に、事業の必要性を検討す	<mark>るために用いた主</mark>	な指標(※1)との関係から説明)
妥当性	☑ <mark>妥当</mark>		□ 事業内容の組み合わせ			
		□代替案あり	□ <mark>主な事業内容の</mark> 位置・ルート			
			□ 主な事業内容の 規模	(特に、事業の必要性を検討す	るために用いた主	な指標(※1)との関係から説明)

3.経済効率面の妥当性

		□ 分析対象☑ 分析対象外	〔現	在価値合計〕		千円	
			(主	な内訳〕			
	① 便益			走行時間短縮便益	·		千円
				・ 走行経費減少便益千円		千円	
(1) 費用便益分析				交通事故減少便益	1		千円
	② 費用		〔現	在価値合計〕		千円	
	③ 分析結果		〔費	用便益比〕	〔純現在価値〕		千円
	④ 分析結果に関する特記事項						
	⑤ 参考)	資料名					
経済効率面	□ 検討事項あり		(検討事項ありの場合、その内容を記入)				
の妥当性	✓ <mark>妥当</mark>						

4. 環境的側面	面の妥当性							
		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響				
	□ 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は	対象事業でなくても影響のある場合	合は、懸念される影響を記入)				
(1) 環境への 影響	環境影響評							
		(上記影響への工法・施工方法に	よる工夫を記入)					
	① 工法・施工方法等による配慮							
(a) 計加士計								
(2) 対処方法		(上記影響へのその他の方法によ	る工夫を記入)					
	② その他の方法による配慮							
理接め側面の	□検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を	控記入)					
環境的側面の 妥当性	☑ 妥当							
- 12 //	トフートの テルゼ							
5. 県か実施す	けることの妥当性		目 が 字 歩 士 7 四 中					
	□ 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場	県が実施する理由					
(1) 事業形態	□ 帰のみが実施主体の事業	他の事業工体との共同事業の場	10、朱の役割を記入)					
(1) 事未必忍	□ 示000% 天旭王体00事余							
		(法令名と法令の趣旨を記入)						
	☑ 法令等で定められている							
		道路法第15条により県施行						
県の実施		(効果の内容及ぶ当該効果の概ね	2の地理的範囲を記入)					
(2) することの 理由	□ <mark>効果の及ぶ地理的範囲からみ</mark> □ て県が実施するのが妥当							
	一 C来が央池するのが女当							
		(上記以外の理由を記入)						
用が実体士 で	□検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を	を記入)					
県が実施する ことの妥当性	☑ 妥当							
c ᆋ兩办행당	=							
6. 計画の熟度	▼ 協力あり	(地元協力の内容等を記入)						
(1) 地元協力	□ 協力なし	海南市及び地元住民より整備要望	型があり 協力が得られている					
	□ 事業調整の必要あり		園、文化財、公図、他部門の法令等	等に係る調整))				
(2) 事業調整の状況	事業調整の必要なし			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	□検討事項あり							
熟度の妥当性	 ☑ 妥当							
7. 実施妥当性	性の総合評価							
	判定		検討事項又は条件					
評価結果	□ 再検討							
21 10-414215	□ 妥当(条件付き)							
	☑ 妥当							
40 A T T	当該事業は、幅員狭小区間を解消し	、生活に不可欠な道路の安全でP		事業内容や環境的側面等を総合				
総合所見	的にみて、実施は妥当と判断される		THE DIVINE CHENT / O OVY COJY	기타 시				

様式1:個別事業妥当性評価(個票)

1.事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名	中芳養南部線	(7) 施策目標	(1)日常生活の道路交通の利便性向上	
(2) 施工場所	みなべ町 晩稲		日常生活の利便性を向上させるため、生活圏中心 都市へのアクセス性や隣接市町村間、市町村内 地域間のアクセス性の向上を図る	
(3) 事業名	小規模道路改良	(8) 事業の狙い 者		
(4) 担当部課	道路建設課			
(5) 総事業費	50 百万円	事業の必要性を検討する (9) ために用いた主な指標(※	〔指標名〕	現況幅員
(6) 事業期間	令和6年度~令和10年度	(9) ためれる用いた主な指標(次 1)	〔指標値、現象〕	3.0m

2.事業内容の妥当性

		代替案との比較				
			当該事業案		主な代替案	
(1) 事業内容	① 事業内容の組み合わせ		[主な事業内容] [他の事業内容]	現道拡幅	[主な事業内容] [他の事業内容]	
	② 主要な事業内容の位置・ルート		現道拡幅			
	③ 主要な事業内容の規模		第3種第5級 L=0.1km W=4.0(5.0)m			
施策目標	① 貢献度指標への効果		[指標名] [効果の大きさ]	現況幅員 3.0m→5.0m	〔指標名〕 〔効果の大きさ〕	
(2) への貢献 度	② 効果発現のポイント		道路拡幅による道路3			
	① 主な副次効果		交通安全の推進			
(3) 副次効果	② 効果発現のポイント		ドライバーの視認性の	生の向上		
	□ 検討事項あり		検討事項の内容			
			代替案と比較検討し ていない理由	現道を効果的に活用した事業家	ミであり比較検討	する代替案がない
事業内容の		☑代替案なし	主な事業内容の規模の妥当性	(特に、事業の必要性を検討する	<mark>るために用いた主</mark>	な指標(※1)との関係から説明)
妥当性	☑ <mark>妥当</mark>		□ <mark>事業内容の組み</mark> 合わせ			
		□代替案あり	□ <mark>主な事業内容の</mark> 位置・ルート			
			□ 主な事業内容の 規模	(特に、事業の必要性を検討す	<mark>るために用い</mark> た主	な指標(※1)との関係から説明)

3.経済効率面の妥当性

			〔現在価値合計〕		千円	
			〔主な内訳〕			
	① 便益		• 走行時間短縮便益	・ 走行時間短縮便益		千円
-th (v			• 走行経費減少便益	・ 走行経費減少便益		千円
(1) 費用便益分析			• 交通事故減少便益	Ī		千円
	② 費用		〔現在価値合計〕		千円	
	③ 分析結果		〔費用便益比〕	〔純現在価値〕		千円
	④ 分析結果に関する特記事項					
	⑤ 参考)	資料名				
経済効率面	面 □ 検討事項あり		(検討事項ありの場合	、その内容を記入)		
の妥当性	の妥当性 📝 妥当					

4. 環境的側面	面の妥当性						
		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響			
	□ 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は	対象事業でなくても影響のある場合	合は、懸念される影響を記入)			
(1) 環境への 影響	□ 環境影響評 □ 影響事項あり □ 価の対象事業でない □ 影響事項なし						
		(上記影響への工法・施工方法に	よる工夫を記入)				
	① 工法・施工方法等による配慮						
(2) 対処方法		(上記影響へのその他の方法によ	る工夫を記入)				
	② その他の方法による配慮						
理 块 壮 则 于 6	□ 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を	を記入)				
環境的側面の 妥当性	☑ 妥当						
5. 県が実施す	ることの妥当性						
			県が実施する理由				
	□ 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場	合、県の役割を記入)				
(1) 事業形態	☑ <mark>県のみが実施主体の事業</mark>						
		(法令名と法令の趣旨を記入)					
	☑ 法令等で定められている	道路法第15条により県施行					
県の実施 (2) することの 理由	効果の及ぶ地理的範囲からみ □ て県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)					
		(上記以外の理由を記入)					
	□ 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を	t計 λ)				
県が実施する ことの妥当性	☑ 妥当	(KII) - KIII / VIII (VIII) III					
6. 計画の熟度	■						
(1) 地元協力	☑ 協力あり	(地元協力の内容等を記入)					
(1)地元励力	□ 協力なし	みなべ町及び地元住民より整備要	望があり、協力が得られている				
(2) 事業調整	□ 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公	園、文化財、公図、他部門の法令等	等に係る調整))			
の状況	▽事業調整の必要なし						
熟度の妥当性	☆対事項あり						
	☑ 妥当						
7. 実施妥当性	1		M-14-T-11-11				
	判定		検討事項又は条件				
評価結果	□ 再検討 □ 妥当(条件付き)						
総合所見	☑ 妥当 当該事業は、幅員狭小区間や線形 的側面等を総合的にみて、実施は3		ょ道路の安全で円滑な交通を確保	するものであり、事業内容や環境			